

# 重要事項説明書

(認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護)

あなたに対する認知症対応型共同生活介護サービス提供にあたり、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

(令和7年12月1日現在)

## 1. 事業者の概要

事業所の名称	社会福祉法人佐波福祉会
主たる事務所の所在地	山口市徳地八坂1330番地
代表者の氏名	理事長 水津 征洋
電話番号	0835-56-1306

## 2. ご利用施設

施設の名 称	グループホームかじかの里
施設の所在地	山口市徳地八坂1330番地
都道府県知事指定番号	3577500113
管理者の氏名	山本 弘子
電話番号	0835-56-1377
F A X 番号	0835-56-1849

## 3. 利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	山口県知事の事業者指定		利用定数
	指定年月日	指定番号	
介護老人福祉施設	平成12年4月1日	3577500063	54人
地域密着型介護老人福祉施設入所者介護	平成26年4月1日	3590300285	20人
通所介護 総合事業通所介護	平成12年4月1日 平成28年12月1日	3577500071	40人 15人
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成12年4月1日	3577500063	12人
居宅介護支援	平成12年4月1日	3577500014	
高齢者生活支援ハウス	平成15年4月1日		12人

#### 4. 施設の目的と運営の方針

施設の目的	介護保険法等関係諸法令と利用契約書にしたがって、介護計画に基づき利用者が安心かつ快適に暮らせる共同生活の場として日常生活の安定及び充実を図る。
施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当グループホームは、認知症高齢者に対し、家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。</li> <li>● また、通所利用者に対して日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。</li> <li>● 利用者の意志及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って介護サービスを提供する。</li> <li>● 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。</li> </ul>

#### 5. 施設の概要

##### グループホームかじかの里

敷 地		18,712.82㎡
建 物	構 造	木造1階建
	延 べ 床 面 積	345.25㎡
	利 用 定 員	9 名

##### (1) 居室

居室の種類	室 数	設 備	1人あたりの面積
個 室	9 室	物入、洗面台	14.97㎡

##### (2) その他の居住施設

居間（畳部分有り）兼食堂、浴室、便所等

#### 6. 職員の職種、員数及び職務内容

職 種	員 数	職 務 内 容
管 理 者	常勤兼務 1名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の従業員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うこと</li> <li>・従業員に対する指揮命令を行うこと</li> </ul>
介護支援専門員 (計画作成担当者)	常勤兼務 1名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者や家族に対する各種相談、助言及び緊急時の対応等</li> <li>・入退所手続や介護計画作成に関すること</li> <li>・利用者の日常生活全般に関すること</li> </ul>

介 護 職 員	常勤兼務	7名	・ 利用者の日常生活全般に関するすること ・ 計画作成担当者の業務の補助に関すること
	非常勤	5名	

## 7. 職員の勤務体制

管理者及び計画作成担当者を配置するとともに、日中は利用者に対し介護職員・看護職員が3対1以上の割合になるように配置し、夜間は1名の介護職員を配置して介護サービスの提供を行っています。管理者及び介護支援専門員が夜勤となる時は、介護職員として専従しています。

## 8. サービス及び利用料等

介護保険給付サービス及び利用料	<p>食事、排泄、入浴（清拭）、着替えの介助等の日常生活の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談援助等これらについては包括的に提供され、下記のとおり介護度別に自己負担となります。なお、介護保険負担割合証に記載されている負担割合が2割となっている場合には( )内の、3割となっている場合は[ ]内の金額が適用されます。</p>						
	介護度	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	1日あたりの自己負担額	761円 (1,522円) [2,283円]	765円 (1,530円) [2,295円]	801円 (1,602円) [2,403円]	824円 (1,648円) [2,472円]	841円 (1,682円) [2,523円]	859円 (1,718円) [2,577円]
	<p>初期加算(入居日から30日以内の期間)1日につき30円(60円)[90円] ※過去3か月以内(日常生活自立度がⅢ以上の方は1か月以内)に当事業所に入居されていない場合に算定。30日を超える入院後に再入居した場合も算定。</p>						
	<p>入院時費用 1日につき246円(492円)[738円]</p>						
	<p>サービス提供体制強化加算Ⅰ 1日につき22円(44円)[66円]</p>						
	<p>介護職員等処遇改善加算Ⅰ…サービス費の18.6%</p>						
	<p>科学的介護推進体制加算…1か月につき、40円(80円)[120円]</p>						
	<p>生産性向上推進体制加算(Ⅱ)…1か月につき、10円(20円)[30円]</p>						
	<p>若年性認知症利用者受入加算…1日につき120円(240円)[360円] ※65歳未満で、主治医意見書の日常生活自立度がⅢ以上の方が該当</p>						
介護保険給付外サービス及び利用料	<p>レクリエーション行事の参加、クラブ活動参加、理髪、日常生活品の購入代行、金銭管理サービス等費用は実費でいただきます。</p>						
	<p>●その他</p>						
	■居室料	1,250円/1日					
	■食材料費	1,320円/1日					
	■光熱水費	1日～10日間利用の場合		4,000円			
	11日～20日間利用の場合		8,000円				
	21日～31日間利用の場合		11,000円				

## 9. 虐待の防止について

当施設は、利用者の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該施設職員または養護者（現に養護している家族・親族・同居等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 10. 身体拘束について

当施設では、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、利用者または家族に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体拘束を行うことがあります。その場合は、次の手続きにより行います。

- (1) 身体拘束廃止委員会において身体拘束の開始を検討した上で、当該利用者または家族に説明し、同意をいただきます。
- (2) 身体拘束にかかる態様及び時間、その際の当該利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録します。
- (3) 当該利用者または家族に経過を説明し、その他の方法がなかったか等改善方法を検討します。必要がなくなった場合には、直ちに身体拘束を解きます。

## 11. 衛生管理等

- (1) 感染症・食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立しています。
- (2) 感染症・食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- (3) 感染症・食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。

## 12. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 13. 損害賠償保険への加入

当ホームは、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社 損害保険ジャパン株式会社

保険名 しせつの損害補償（社会福祉施設総合損害補償）

### 14. 苦情相談窓口

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がありましたら当施設（窓口担当者 管理者 山本 弘子 電話0835-56-1377）までお気軽にご相談ください。

ご意見箱での受付もしておりますのでご利用ください。責任を持って調査改善をさせていただきます。

また、当法人では、地域にお住まいの下記の方を「第三者委員」に任命し、地域住民の立場からご意見を頂いていますので、当ホームへの苦情やご意見を「第三者委員」に相談することもできます。下記行政機関その他でも、苦情を相談できます。

#### <第三者委員>

鈴森 正夫 山口市徳地船路584 電話 0835-56-1037

倉岡 章 山口市徳地柚木2013 電話 0835-58-0007

岡村 利子 山口市徳地野谷1848 電話 0835-56-0017

#### <行政機関その他苦情受付機関>

山口市役所介護保険課 山口市亀山町2-1 電話 083-934-2795

山口県国民健康保険団体連合会

山口市朝田1980-7 電話 083-995-1010

### 15. 協力医療機関

医療機関の名称	三田 尻 病院
院長名	豊田 秀二
所在地	防府市お茶屋町3-27
電話番号	0835-22-1110
診療科	内科・外科他
入院設備	あり

※主治医のある方はあらかじめお申し出ください。

### 16. 緊急時における対応

グループホームの職員は、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医やその家族及び併設する特別養護老人ホームとくち苑の看護職員に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告します。

## 17. 非常災害時の対応と対策

非常災害時には、法人の定める社会福祉法人佐波福社会防災マニュアル及び消防計画に基づいて対応します。

グループホームの管理者は、母体である特別養護老人ホームとくち苑の非常災害対策計画に準じ、災害時に備えて以下の訓練を実施します。

- ① 年2回の消防訓練（とくち苑との合同訓練）
- ② 消防訓練の内容は通報・避難・消火・地震の各訓練とし、年1回は総合訓練を実施します。2回の訓練は、1回は夜間を想定したものとします。

## 18. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	面会時間（原則として）9時～11時、13時～16時 事前に電話にて予約をお願いいたします。 来訪者は玄関備え付けの面会簿に記入の上、必ずその都度職員に届け出てください。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅日時を職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙・飲酒は決められた場所以外ではお断りします。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、やみくもに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	必要最小限お預かりします。
通帳・現金等の管理	別途契約によりお預かりします。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

## 19. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

- (1) 意見箱を設置し、利用者及び家族の意見を把握しております。
- (2) 第三者による評価の実施状況：あり（直近実施日：令和7年8月6日）

評価機関名称：一般社団法人広島県シルバーサービス振興会

結果の開示：あり（<https://www.wam.go.jp/wamappl/hyoka/hyokasrch.nsf/ptop>）

認知症対応型共同生活介護サービスの提供に際し、上記のとおり重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

グループホームかじかの里 職名 氏名 印

私は重要事項の説明を受け、認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

入居者氏名 印

署名代行者氏名 印 (続柄 )

署名代行者住所